

## 品川区政策課題対応型商店街事業資金の貸付けに関する要綱

制定 平成30年7月5日 区長決定 要綱第313号

改正 令和2年6月30日 区長決定 要綱第144号

### (目的)

第1条 この要綱は、品川区商店街活性化推進事業助成金交付要綱（平成7年品川区要綱第50号。以下「商店街助成金交付要綱」という。）の規定に基づき助成金の交付決定を受けた事業のうち、商店街助成金交付要綱別表1（6）に掲げる環境対策に貢献する事業（以下「政策課題対応型事業」という。）の円滑な実施を図るため、区が品川区商店街振興組合連合会（以下「区振連」という。）に貸し付ける資金（以下「政策課題対応型事業資金」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (使途)

第2条 政策課題対応型事業資金は、区振連が政策課題対応型事業を実施する商店街等（商店街助成金交付要綱第2条に掲げる者で、同要綱第8条第1項の規定に基づき助成金の交付決定を受けた者）に貸し付ける資金として使用するものとする。

### (貸付額)

第3条 区長は、区振連に対し、前条に規定する政策課題対応型事業資金を予算の範囲内で貸し付けるものとする。

### (貸付条件)

第4条 政策課題対応型事業資金の貸付条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 償還期限 貸し付けた日の属する年度の3月末までとするが、事務処理に要する期間として貸付期間の翌日から2週間（特段の事情がある場合には、別に定める期間）を猶予期間とする。

(2) 貸付利息 無利息とする。

(3) 償還方法 品川区の発行する納入通知書により償還する。

(4) 遅延利息 貸付期間（猶予期間を含む）までに償還しないときは、遅延日数に応じ貸付額につき年10.95%の割合で計算した額を納付しなければならない。

2 区長は、前項のほか必要に応じ貸付条件を付することができる。

3 区長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、第1項第4号に規定する遅延利息を免除することができる。

### (政策課題対応型事業資金の管理・運用)

第5条 区振連は、第2条に規定する政策課題対応型事業資金の用途を十分に考慮し、その適正な管理・運用に努めなければならない。

(貸付けの申請)

第6条 区振連は、政策課題対応型事業資金の貸付けを申請しようとするときは、品川区政策課題対応型事業資金貸付申請書(第1号様式)を区長に提出しなければならない。

(貸付決定の通知)

第7条 区長は、前条の申請に対して貸付けを決定したときは、品川区政策課題対応型事業資金貸付決定通知書(第2号様式)により、区振連に通知する。

(貸付けの実施)

第8条 区長は、前条の決定通知に基づき区振連から品川区政策課題対応型事業資金貸付請求書(第3号様式)が提出されたときは、すみやかに政策課題対応型事業資金の貸付けを実施する。

(政策課題対応型事業資金の返還)

第9条 区長は、区振連が次の各号のいずれかに該当するときは、政策課題対応型事業資金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(1) 第2条に規定する用途に反して使用したとき。

(2) 事業を中止し、または廃止したとき。

(報告および調査)

第10条 区振連は、貸付けを受けた日の属する年度の10月末現在および完了時における政策課題対応型事業資金貸付状況報告書(第4号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、その他必要に応じ、区振連に対し政策課題対応型事業資金の用途および管理等について報告を求め、または必要な調査を行うことができる。

(委任)

第11条 この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年7月5日から適用する。

付 則  
この要綱は、令和2年7月1日から適用する。

年 月 日

品川区長あて

団体名 品川区商店街振興組合連合会  
代表者名  
住 所

年度品川区政策課題対応型事業資金貸付申請書

下記のとおり政策課題対応型事業資金の貸付けを申請します。

記

1. 金 額 円
2. 借受けの理由
3. 添付書類
  - (1) 定 款
  - (2) 年度 予算書
  - (3) 年度 事業計画
  - (4) 年度 貸付対象一覧
  - (5) 貸付手続に関する規定

第2号様式（第7条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

品川区商店街振興組合連合会  
理事長 様

品川区長

年度品川区政策課題対応型事業資金貸付決定通知書

年 月 日付け 文書番号により申請のあった政策課題対応型事業資金の貸付  
けについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 貸付金額 円
2. 貸付条件 「品川区政策課題対応型商店街事業資金の貸付に関する要綱」  
の規定を遵守すること
3. 償還期限 年 月 日

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 へ

団体名 品川区商店街振興組合連合会  
代表者名  
住 所

年度品川区政策課題対応型事業資金貸付請求書

年 月 日付け 文書番号により決定のあった政策課題対応型事業資金の貸付について、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額

円

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

品川区長 へ

団体名 品川区商店街振興組合連合会  
代表者名  
住 所

年度品川区政策課題対応型事業資金貸付状況報告書（完了・10月末現在）

下記のとおり 年度の政策課題対応型事業資金の貸付状況等について、報告します。

記

1. 貸付状況等一覧

（単位：円）

No.	商店街等名	事業名	貸付 限度額	貸付額	貸付 年月日	返還 年月日	備考

2. 添付書類 管理通帳の写し